

精神障がい者への交通運賃割引を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 29 年 7 月 7 日

提出者

中 島 謙 二
白 石 恵 子
原 成 充

高 橋 雅 彦
尾 村 利 成
森 山 健 一

遠 藤 力 一
田 中 八洲男

(別紙)

精神障がい者への交通運賃割引を求める意見書

障害者基本法において、精神障がい者は、身体障がい者及び知的障がい者と同じく「障害者」として定義されており、障がい者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本理念を定めている。

障がい者の自立や社会参加を促進するためには、公共交通機関などの移動支援が必要不可欠であり、鉄道、航空、旅客船、バス、タクシー、高速道路等の交通事業者においては、障がい者の運賃割引制度を設け、障がい者の経済的負担の軽減を図っている。

しかし、身体障がい者及び知的障がい者を運賃割引の対象としていながら、精神障がい者を対象としていない交通事業者も多く、精神障がい者の社会参加を促す上で大きな課題となっている。

我が国では、近年、改正障害者基本法、改正障害者総合支援法、障害者差別解消法など共生社会の実現に向けた法整備が着実に進められており、平成26年には障害者権利条約が批准され、条約第20条では「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と定められている。

一連の国内法や条約に照らせば、精神障がい者に係る交通運賃割引制度の状況は、一刻も早く是正されなければならない問題である。

よって、国におかれては、精神障がい者についても身体障がい者及び知的障がい者と同様に交通運賃割引制度の対象とするよう各種交通事業者に働きかけ、必要な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

【平成29年7月7日原案可決】